

## ○岡山市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、私立特定教育・保育施設等が、岡山市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に規定する事業に関して、実施要綱第5条第2項の規定により、実費徴収額の一部を軽減又は免除した場合、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、「私立特定教育・保育施設等」とは、実施要綱第5条第1項各号に掲げる施設・事業所の内、設置者又は事業者が岡山市以外のものをいう。3 この要綱において、「対象者」とは、実施要綱第3条に規定する対象者をいう。

4 この要綱において、「対象経費」とは、実施要綱第4条各号に規定する対象経費をいう。

5 この要綱において、「副食材料費」とは、実施要綱第4条第1号ア及び第2号アに規定する副食材料費をいう。

6 この要綱において、「食材料費以外の実費徴収額」とは、実施要綱第4条第1号イ及び第2号イに規定する食材料費以外の実費徴収額をいう。

### (補助事業者)

第3条 補助事業者は、対象者に対し、対象経費を軽減して徴収又は免除した私立特定教育・保育施設等の設置者又は事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助事業者としない。

(1) 市税を滞納しているもの。

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していないもの。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助限度額と補助事業者が現に軽減又は免除した対象経費を比較し、いずれか少ない方の額とする。

(1) 副食材料費

子ども一人当たり対象者である期間の月数に4, 500円を乗じて得た額

(2) 食材料費以外の実費徴収額

子ども一人当たり対象者である期間の月数に2, 500円を乗じて得た額

(補助金の交付申請)

第5条 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 対象経費の項目及びその金額が明らかになる書類

(2) 市税を滞納していないことを証明する書類

(着手届及び完了届の免除)

第6条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第7条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 対象者が対象経費の軽減又は免除を受けたことを証明する書類

(2) 対象経費の総額を明らかにする書類

(補助金の交付時期)

第8条 規則第19条第1項ただし書の規定により、補助事業の完了前に補助金額の全部又は一部を交付することができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月13日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年8月18日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年1月6日から施行し、令和元年10月1日から適用する。